

県政経営会議資料
平成 21 年 8 月 25 日
琵琶湖再生課

議第 号

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 21 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和 54 年滋賀県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「第 3 条」を「第 3 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され（平成 21 年 9 月 1 日施行）、この法律により、家庭用品品質表示法の一部が改正されることから、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和 54 年滋賀県条例第 37 号）について所要の修正をするものです。

2 改正の概要

- （ 1 ） 家庭用品品質表示法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。
- （ 2 ） この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条（省略）</p> <p>第2条第1項から第4項（省略）</p> <p>第2条第5項 この条例において「りんを含む家庭用合成洗剤」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定の適用を受ける合成洗剤で、同法第3条の規定に基づく告示により、その成分としてりん酸塩を含有する旨の表示がされているものをいう。</p> <p>第3条以下（省略）</p>	<p>第1条（省略）</p> <p>第2条第1項から第4項（省略）</p> <p>第2条第5項 この条例において「りんを含む家庭用合成洗剤」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定の適用を受ける合成洗剤で、同法第3条第3項（<u>同条第5項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく告示により、その成分としてりん酸塩を含有する旨の表示がされているものをいう。</p> <p>第3条以下（省略）</p>